

大管協情報

2024年(令和6年)3月
大阪府公立学校管理職員協議会
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11
大阪府教育会館 406号
TEL06-6765-1241 FAX06-6765-1353

大管協支援現職～退職後10年支援

大管協は、会員である教育管理職員を最大の組織力・団結力で支えるための「法的支援制度」を平成2年(1990年)に創設以来、33年間に亘って会員のニーズに対応し整備してきた。

顧問弁護士による法的支援は、調停支援、簡易裁判所係属の少額訴訟や通常の訴訟支援(いわゆる裁判)、弁護士代理人制度活用による会員への通告文書対策や行政不服審査請求対応、そして、日常的な各種法律相談等がある。

また、定年退職後の裁判事例では、数年を経た後に突然、公務に起因する事案で訴えられた事例がある。例えば退職後、当時の職員が「在職時の校長が全て悪い」と一方的に思い込み、訴訟に及んだケースである。これは、止めようがない。退職会員にとっては晴天の霹靂で、精神的にも疲れる厄介な裁判となる。このような現職中の「不法行為責任」を理由にした「言い掛り裁判」が起こされても「時効が経過する10年間」は、大管協退職者会計・大管協本部の各救援会計によって持続的に支援を行っている。

大管協がこれまで支援を決定した調停等を含む訴訟では、顧問弁護士が全て勝訴してきた。

弁護士相談多岐に 今年度過去5年平均相談件とほぼ同数

- 今年度(昨年3月～本年2月迄)の顧問弁護士相談件数は81件。過去5年間の平均相談件数は年間82件で、ほぼ横ばいとなった。
- 相談内容は、いじめ事案を中心に保護者対応、教職員間に係るトラブルやそれに関係する法令等の解釈、などであった。私的事項の相談はもちろん、退職会員からの相談もあった。私的事項の相談は年3回までなら無料である。
- 会員の家族による相談は、事前に会員から顧問弁護士に連絡しておく必要がある。
- 事案発生の場合、**近藤行弘 大管協顧問弁護士**に出来る限り早急に相談し、管理職が**法的裏付けに基づき、自信をもって対応**することが、教育公務員として、**職責を果たす上で極めて重要**だ。
※事務所は右記に記す。Tel. 06-6315-7060➡

府教委令和6年度予算説明会 質問・回答

●説明会において府教育庁との質疑応答があったが、その場ではなく「持ち帰り分」の回答を記す。

Q1.「2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業」

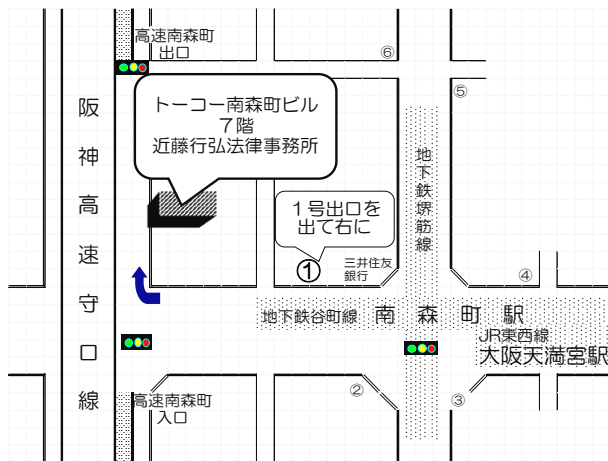
令和5年度9月補正で団体申込・バス等各种手配にかかる運営委託費を計上していたが、その中にバス賃借料は含まれているのか。別途、学校(参加者が支払うのか。

〈回答〉運営委託事業費については、学校単位で来場するための博覧会協会予約システムへの入力や、予約確定に向けた個別調整、バスの個別手配など学校単位での入場を円滑に進め、多くの学校が参加しやすいスキームに要する費用を対象としている。バス手配及び学校への割り付け業務については委託事業の対象となりますが、バスの借上げ賃料は含まれていません。

Q2.「部活動指導員等配置事業費」

前年度に比べて学校に配置できる指導員の人数は増えているのか。

〈回答〉配置人数は、各部活動指導員に充てる時間数によって異なりますが、前年度と同額の査定のため、上限の時間数は前年度と同様になります。効果的な配置に努めてまいります。「大阪モデル」を推進し、顧問に専門性がない部活動に配置を行っています。



近藤行弘総合法律事務所までの行き方

地下鉄谷町線[南森町]①番出口を出て右折、徒歩3分

退職会員制度

今年度から定年引上げになりますが、退職会員制度について紹介します。校長・教頭職からの退職者は退職会員となります。再任用管理職は現職会員継続です。※毎年度当初に諸控除手続き《44に8を記入が必要》(政令市は除く)。

- ①：会員資格は退職後10年間。但し、役職定年により教諭になられた場合も退職会員資格を有します
 - ②：再任用管理職は再任用終了後10年間
 - ③：訴訟支援制度の対象資格継続
 - ④：弁護士無料相談(民事3回・家族可)
 - ⑤：弁護士代理人制度(「公務」等関連)等の適用
 - ⑥：文化事業への応募・参加
- ※大管協HPで情報を伝えます。文化事業は10月上旬にアップする予定。

1年後の確定申告に備える

退職金や前年の年収の関係でほとんどの方に還付金があります。申告の際に添付資料が必要ですから、下記の点にご留意し、保管してください。

【収入】…源泉徴収票等が必要

- ①1月～3月及び4月～12月までの給与、退職金
- ②個人年金(一部例外)など

【所得から差し引かれる金額】領収書等が必要

- ③社会保険料(健康保険料など)支払い証明書
- ④生命保険料等支払い証明書
- ・新生命保険/介護医療保険/新個人年金保険
- ⑤医療費支払の領収書等(医療控除)
- ⑥指定された市販薬剤の領収書 ※⑤か⑥どちらか
- ⑦寄付金の領収書

*社会保険・医療費控除などは本人だけでなく、生計を一にする配偶者等の親族のために支払った場合、その合計が控除の対象になる。

今後の予定

- 4月 3日(水) 会計委員会
- 4月 8日(月) 会計監査委員会
- 4月12日(金) 役員立候補〆切
- 4月15日(月) 支部役員・代議員名簿提出〆切
- 4月15日(月) 選挙管理委・大会運営委員会
- 4月21日(日) 全管協 代表者会・役員会
- 4月22日(月) 全管協 文部科学省等要請行動
- 4月25日(木) 新旧幹事会(大管協大会の方針案等確認)
- 5月 9日(火) 代議員会・支部長会議
- 5月18日(土) 第51回定期大会(午後～)
50周年記念式典・祝賀会

自民党「令和の教育人材確保プラン(提言)」

自民党は、教員不足や「ブラック」と揶揄される超長時間勤務時間問題、いじめ事案への対応等、山積する教育課題について改革の方向性と具体策を示した。全管協が提言してきた趣旨と内容が反映されているので、以下に記す。

〈方向性〉

- (1)高度専門職として崇高な使命を有する教師
- (2)令和新時代に求められる教職のあるべき姿
- (3)教職の魅力向上し、優れた人材を確保

〈具体策〉

- (1)学校における指導・運営体制の充実
 - ①中学校の35人学級の実現
 - ②小学校高学年教科担任制の充実
 - ③支援スタッフの抜本的配置拡充
 - ・教員業務支援員と副校長・教頭マネジメント支援員の全小・中学校への配置
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等に抜本的拡充
- (2)教職の魅力向上し、志ある優れた人材が教師を目指すための支援
 - ①大学と教育委員会が連携した教職課程の見直しを含む養成改革、教員養成大学等に地域枠を設定、奨学金の返還を免除・軽減
 - ②心理・福祉等の特定分野に強みや専門性を有する教師の育成・配置
 - ③高度専門職としてのキャリア形成の保証

救援・慶弔規定の申請は大丈夫ですか？

- ◆今年度給付件数は、災害を含む弁償・処分等見舞金16件、弔慰金は58件、病氣見舞金は5件であった。昨年度は弁償・処分等見舞金6件、弔慰金64件、病氣見舞金6件であった。今回の支給件数はほぼ昨年並みであった。(3/1現在)
- ◆申請は事由発生から1年以内です。未申請の方は、定期大会要項やハンドブック掲載の「救援・慶弔規程等(要点)」等を参照のうえ、各自での申請をお願いします。
- ◆見舞金の受領は「口座振込」です。(原則)
- 【弁償・処分等のお見舞金】
 - ①職員の事案で監督責任を問われて処分された場合等で「嚴重注意」以上
5,000円～50,000円
 - ②校内事案で弁償、賠償をさせられた場合
3,000円～150,000円〔弁償額の1割以内〕